

原案作成段階から JIS 制定等（公示）までの変更点
(標準化委託事業により JIS 制定等を行う場合)

平成 29 年 4 月
経済産業省 産業技術環境局
国際標準課 / 国際電気標準課

平成 29 年度から、経済産業省の標準化委託事業を活用した JIS 原案作成に関する業務の一部について、次のとおり変更しますのでお知らせします。

1. 事前調査は、日本工業標準調査会での調査審議が円滑に行われることを目的として、JIS 原案作成開始前に、国際規格との整合、規制・調達・JIS マークとの整合、原案作成委員会の構成等が適切に措置されているか等を確認するものです。平成 29 年度から、事前調査の窓口業務を、一般財団法人日本規格協会（JSA）が、以下のとおり実施します。

原案作成団体は、JIS 原案作成を行う年度の 5 月に、事前調査表を JSA に提出してください。また、計画変更等の理由で年度途中から JIS 原案作成をすることが判明した場合は、その都度、JIS 原案作成前に、事前調査表を JSA に提出してください。

実施方法、事前調査表の様式、記載内容等の詳細は、JISCHP 及び JSAHP にてお知らせいたします（4 月下旬を予定）。

JSA では、事前調査表の内容を確認して、その内容等に矛盾や齟齬の無いことを確認します。また、原案作成団体は、JSA との間で様式調整¹⁾の時期について合意してください。

JSA での確認が終わったら、原案作成団体は、経済産業省のヒアリングを受けていただきます。ヒアリングは書面又は対面で行うものとし、対面で行う場合は、JSA から原案作成団体に、時間場所等の連絡をさせていただきます。

実施方法、事前調査表の様式、記載内容等の詳細は、JISCHP 及び JSAHP にてお知らせいたします（4 月下旬を予定）。

注¹⁾ 規格ユーザの理解を一様とすることを目的として、JSA において、横断的な文言の使い方を精査するとともに、引用規格等が適正に引用されているかの確認等を行うものです。様式調整の時期は、従来どおり成果物の提出後とし、様式調整を実施した原案は、以後、JSA が原本管理します。

2. 成果物提出後のフォローについては、以下のとおりとします。

原案作成団体は、様式調整終了までの間に、「審議経過報告書」を JSA に提出してください。JSA では、事前調査表との整合を確認します。

JSA での確認後、経済産業省において、日本工業標準調査会での審議及び WTO/TBT 協定に基づく意見受付公告を前提に、「審議経過報告書」の内容が整っていることを確認・修正するとともに、原案作成団体が行う e-jisc への入力時期についても、原案作成団体と経済産業省との間で再確認します。

原案作成団体は、経済産業省による確認・修正を反映して、e-jisc に入力していただきます。

問合せ先：経済産業省産業技術環境局国際標準課又は国際電気標準課 委託担当者あて

ただし、調査表や報告書への記入方法など事前調査やフォローに関すること、
e-jisc への入力に関することは、JSA（規格開発ユニット規格管理グループ標準
チーム）まで直接問い合わせてください。

電話：03-4231-8530

メールアドレス：sd@jsa.or.jp

（電話でのお問い合わせは、折り返しの対応となります。できるだけ、メー
ルでの問合せをお願いします。）